

羽曳野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

制 定 令和 3 年 3 月 23 日

羽曳野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(平成 27 年 5 月 11 日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、羽曳野市立図書館(以下「図書館」という。)が、雑誌スポンサーから寄附された雑誌に雑誌スポンサーの広告を掲載する制度をいう。

2 この要綱において、「雑誌スポンサー」とは、図書館に備え付ける雑誌に広告を掲載することについて、羽曳野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得た者をいう。

(雑誌スポンサーの範囲)

第 3 条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、個人事業者、公共的団体又はこれらに類する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 3 条第 1 号から第 3 号まで掲げる者は、雑誌スポンサーになることができない。

(広告の掲載方法等)

第 4 条 広告の掲載方法等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載基準)

第 5 条 広告は、羽曳野市広告掲載要綱(平成 17 年 11 月 30 日制定)別表に規定する基準を満たすものでなければならない。

(雑誌スポンサーの申込み)

第 6 条 図書館に備え付ける雑誌に広告を掲載することを申請する者(以下「申請者」という。)は、広告掲載申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

(1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿

(2) 申請者の事業の目的、事業の内容、役員の数、役員の氏名、その役職等が記載された書類

2 申請者は、教育委員会が指定する雑誌の中から広告を掲載する雑誌を選択するものとする。

(審査及び決定)

第7条 教育委員会は、広告の掲載の可否を決定するときは、市長公室秘書課長の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申請者に決定内容を通知する。

(関係機関との連携)

第8条 教育委員会は、広告の掲載の可否を判断するに当たって必要があると認めるときは、申請者が羽曳野市暴力団排除条例第3条第1号から第3号まで掲げる者に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会し、回答を得るものとする。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、第6条第1項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(契約の締結)

第10条 第7条第2項の規定により広告の掲載を行う旨の決定を受けた者は、羽曳野市と雑誌スポンサー制度の実施に関する契約を締結するものとする。

(雑誌の納入)

第11条 雑誌スポンサーは、教育委員会が指定する事業者から雑誌を購入した上、これを図書館に納入し、又は当該事業者に納入させなければならない。

(広告の内容変更)

第12条 雑誌スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、広告内容変更申請書(様式第3号)に変更後の広告の図案及び原稿を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「広告の掲載」とあるのは、「広告の内容変更」と、「広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申請者に」とあるのは、広告変更可否決定通知書(様式第4号)により雑誌スポンサーに」と読み替えるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則(令 3.3.23)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にされている改正前の第 7 条の規定による申請又は改正前の第 9 条第 2 項に規定する決定若しくは通知は、それぞれ改正後の第 6 条の規定による申請又は改正後の第 7 条第 2 項に規定する決定若しくは通知とみなす。

別表

掲載方法	図書館が雑誌に装着したカバーのうち 2 箇所貼付する。
貼付箇所及び規格	1 カバーの表表紙側 (1) 内容 雑誌スポンサーの名称・商号等 (2) 大きさ等 縦 3cm 以内、横 10cm 以内、地色は白色、文字は黒色 (3) 位置 カバーの底辺から垂直方向に 4cm 上、かつ、水平方向の中央付近 2 カバーの裏表紙側 (1) 内容 広告内容 (2) 大きさ カバーの裏表紙側の大きさを超えない大きさ